

令和5年度「東松島経営大賞」実施要綱

1. 「東松島経営大賞」事業の目的

「東松島経営大賞」は、地域の雇用やコミュニティを担う中小企業者が、新型コロナウイルスや物価高騰等の影響による経営環境の変化に対応していくための対策、そのほか現状における問題点、将来懸念される問題・課題への対策として発案する、既存事業の延長線上または新たな企画を顕彰するものであり、一者でも多くの事業者に将来設計意識を醸成していくことで東松島市の地域企業振興の一助とすることを目的とする。

2. 主催 東松島市商工会

3. 協賛 (株)橋本道路

4. 令和5年度「東松島経営大賞」テーマ

「自社の商品やサービスを見つめ直し、現状や将来懸念される問題・課題を克服するための新商品開発や販路開拓等（生産性向上等）の新たな経営計画策定による持続的発展の取り組み」

東松島市商工会員である中小企業者が上記のテーマを含めた経営課題に対して積極的に取り組むための事業計画を策定し、東松島市の地域企業振興の一助とすることを目的として行われるもの。

5. 表彰内容

入賞 経営大賞 金賞 賞金 50 万円×1 事業所
銀賞 賞金 30 万円×1 事業所
銅賞 賞金 10 万円×2 事業所
奨励賞 賞状のみ

6. 応募資格

東松島市商工会の一般会員であり、東松島市内において実施する企画を発案する中小企業者。

※申請時点で創業等を理由に商工会員の資格を有しない者は、令和5年度内に商工会への加入を必須とする。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※中小企業者とは、中小企業基本法に定める中小企業（※）で非上場企業とします。

※みなし大企業はご応募できません。詳しくは事務局までお問い合わせください。

例) 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している。

例) 発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している。

7. 応募方法

次の書類を東松島市商工会 経営支援課へ提出ください。

- ①令和5年度「東松島経営大賞」事業に係る申請書(様式 第1号)
- ②経営計画書(様式 第2号)

※応募には下記のセミナーへの参加が必須条件とする。

8. 公募告知及び応募期間

- ・告知期間 令和5年9月15日(金)～令和5年10月27日(金)

※会員事業所に対して文書及び商工会ホームページ等により広く通知する。

- ・応募期間 令和5年10月6日(金)～令和5年10月27日(金) 17時まで

商工会窓口へ持参

(郵送による提出は10月27日(金)消印有効)

9. 事業計画策定支援

申請に向けて、セミナーや個別相談会等により事業計画策定支援を行う。事業計画策定に関する知識や考え方、初めて事業計画を策定する方など向けのセミナーや計画する事業に対してのアドバイスを行う。事業計画策定支援は、本宮中小企業診断士及び東松島市商工会の経営指導員が担当することとする。

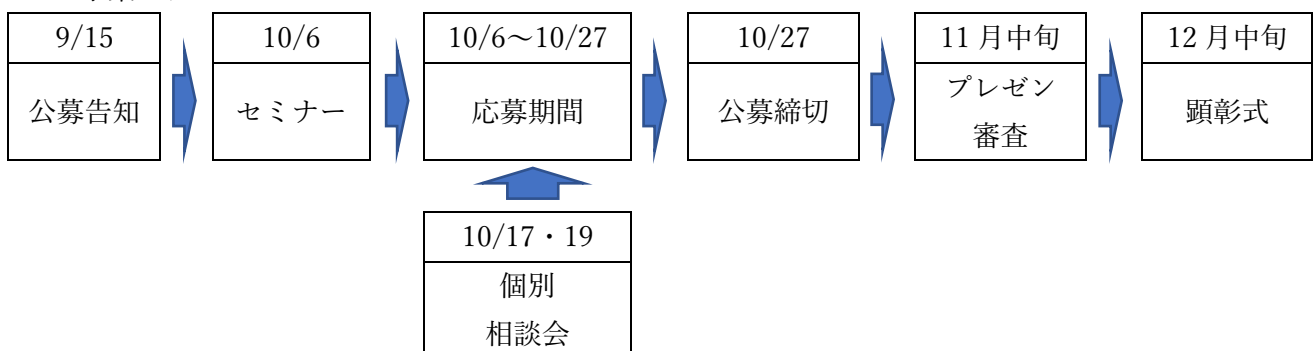
- ・セミナー 日時 令和5年10月6日(金) 14:00～16:00

※応募はセミナーへの参加を必須要件とする。

- ・個別相談会 日時 令和5年10月17日(火)・19日(木)

※事前申込制とする。

10. 事業スケジュール



11. 審査項目

実現可能性	具体的で、実現可能性が高いものとなっているか。
妥当性	経営状況を的確に捉え、顧客ニーズを正しく把握できているか。
目的性	経営課題を克服し、経営向上を図るものとなっているか。
適切性	新商品開発や販路開拓等、本年度のテーマに沿った取り組みとなっているか
貢献度	東松島市の地域企業振興の一助となるものとなっているか。
その他	事業への意欲や共感性、本事業の目的への理解度など様々な観点により優れたものとなっているか。

12. 審査委員

佐藤中小企業診断士、宮城県商工会連合会、東松島市商工会より選出し、総員5名程度とする。

13. 審査方法

応募時に提出された書類に不備のないものに対して、審査委員によるプレゼン審査を行い、入賞者を決定する。審査は適切性を重視し、そのほかの審査項目を踏まえた得点合計の高い順に金賞1者、銀賞1者、銅賞2者とする。

※採択審査結果の内容についての問い合わせには応じない。

14. 受賞決定

プレゼン審査により決定した受賞者に対して受賞決定通知により通知する。また、12月中旬に開催予定の顕彰式にて顕彰する。

15. 賞金の授与

顕彰式終了後に提出された振込依頼書に基づき、受賞事業者名義の口座へ振り込むものとする。

16. 受賞後の事業者の義務

策定された事業計画に対して実績報告は求めないが、策定された事業計画の実現に向けて取り組み、持続的に経営を発展させること。